

BTMU CHINA WEEKLY

トピックス:2011 年の中国の経済成長率は 9.2%

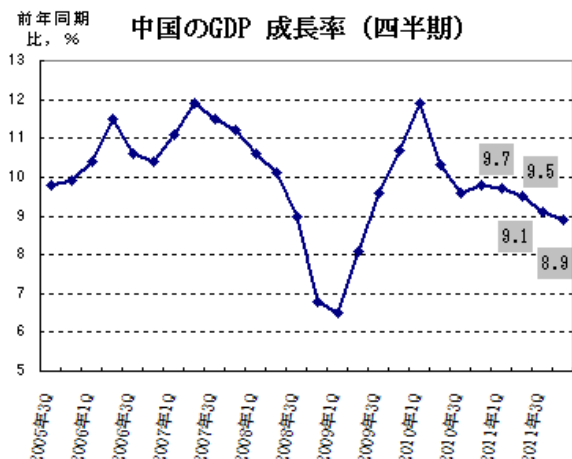
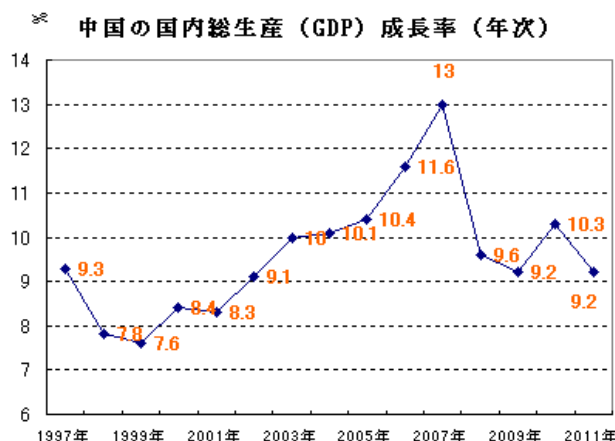
内容要旨

- ✓ 2011 年通年の GDP 伸び率は前年比+9.2%で、昨年に比べ 1.1 ポイント減速した。また、四半期ベースの伸び率をみると、第 1 四半期は+9.7%、第 2 四半期は+9.5%、第 3 四半期は+9.1%、第 4 四半期は+8.9%と減速傾向を示した。
- ✓ 投資、消費と輸出の動向をみると、2011 年の消費の実質伸び率は 11.6%と底堅く推移している。投資の実質伸び率は 16.1%と前年比小幅減となった。輸出の伸びは 20.3%の高い水準を維持したが、単月ベースの輸出の伸びは 9 月以降減速傾向が鮮明になっている。この結果、2011 年の経済成長への寄与率は投資が 54.2%、消費が 51.6%、純輸出がマイナス 5.8%となった。
- ✓ 物価について、通年の物価上昇率は 5.4%となり、コントロール目標の 4%を超えたが、単月ベースの物価上昇率を見ると、7 月にピークを打って以降 5 ヶ月連続で鈍化傾向が続き、12 月は 4.1%まで低下し、インフレ圧力は緩和傾向を示している。
- ✓ 2012 年の中国経済を展望すると、経済成長は穏やかに減速するものの、投資の安定推移、消費の拡大、経済構造の調整に支えられ、ハードランディングを回避し、安定的な成長を保つ公算が大きい。研究機関は、概ね 2012 年の中国経済成長率が 8.5%前後となると予測した。
- ✓ 一方、不動産市場抑制策の継続に伴う不動産価格の下落により、地方政府債務リスクと金融機関の不良債権拡大のリスクに十分に注意を払う必要がある。
- ✓ マクロ政策について、インフレ圧力の緩和に伴い、一段と金融緩和の余地が拡大しているものの、昨年 12 月以降の「微調整」の効果が始まっており、足元のマクロ政策運営は「穏健」の基調を維持し、一層の金融緩和や景気刺激策を打ち出す可能性は低く、金融調整は主に預金準備率の調整や公開市場操作などの数量型手段を取ると見られている。

このほど、国家統計局等の政府当局は 2011 年の中国経済指標を発表した。以下、2011 年の経済指標を項目別に紹介し、国家統計局の記者会見内容を簡単にまとめたうえで、今後の経済動向を展望する。(図表は全て関係政府当局のデータに基づいて作成)。

1. 2011 年の経済指標の解説

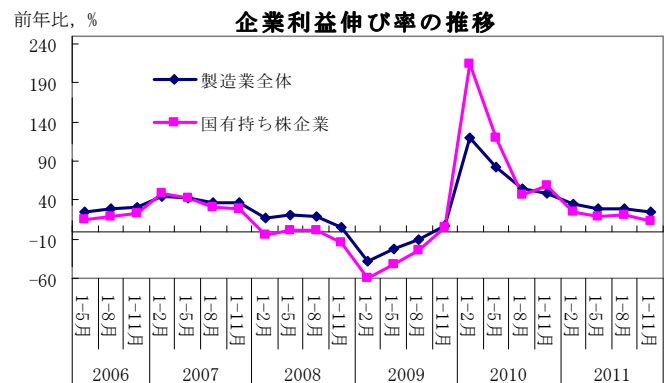
【GDP】GDP 成長率は+9.2%



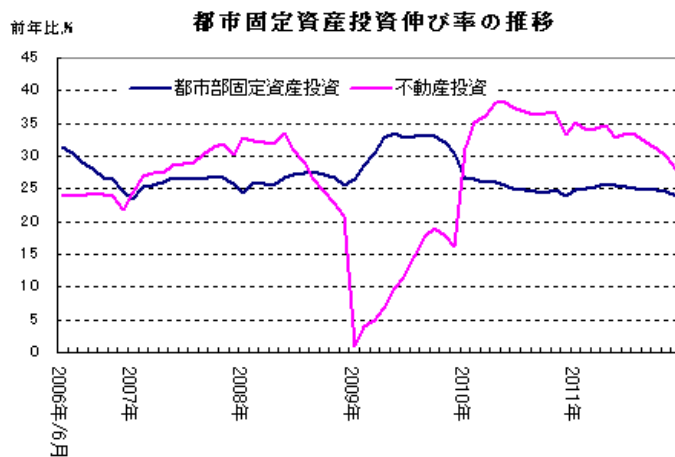
【鉱工業】付加価値ベース生産高は+13.9%



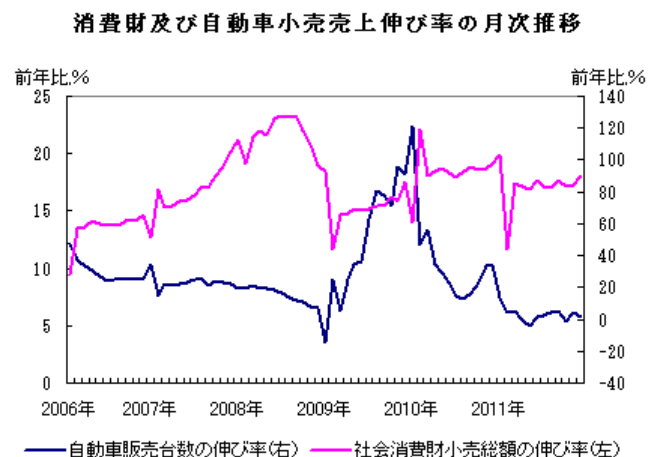
【企業収益】鉱工業企業の収益は+24.4%



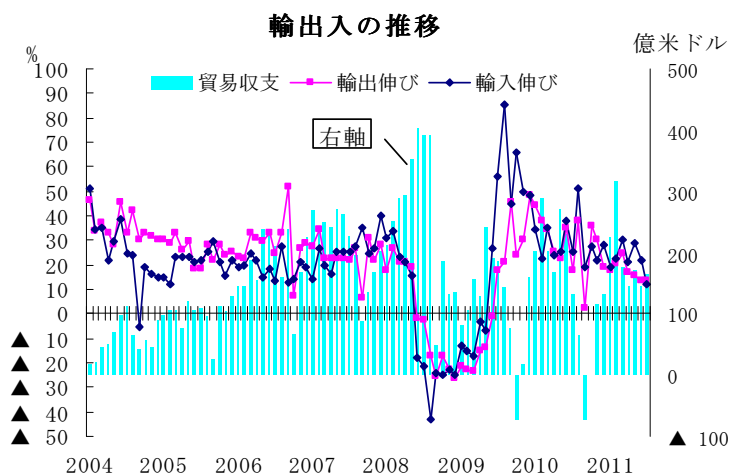
【投資】固定資産投資の名目伸び率は+23.8%
不動産開発投資は+27.9%



【消費】消費財小売売上高の名目伸び率は+17.1%
自動車の売上高は+14.6%



【貿易】貿易総額は+22.5%、貿易黒字は▲14.5%



2011年のパートナー別貿易総額上位8ヶ国地域

地域	(億米ドル)	伸び率 (%)
EU	5,672.1	18.3
米国	4,466.5	15.9
アセアン	3,628.5	23.9
日本	3,428.9	15.1
ブラジル	842.0	34.5
ロシア	792.5	42.7
南アフリカ	454.3	76.7

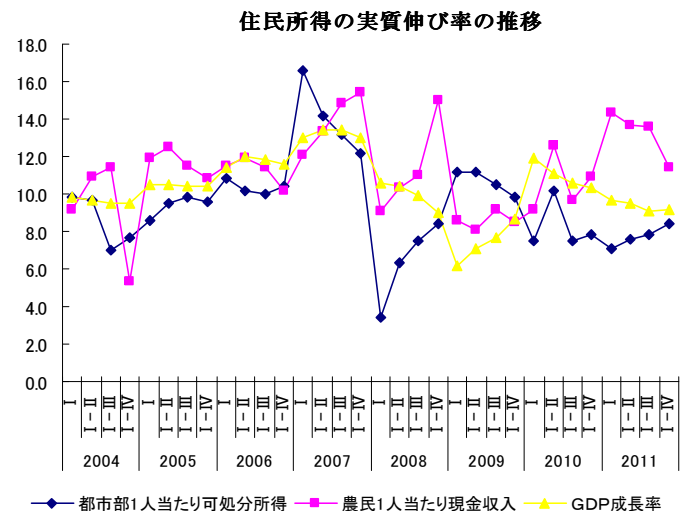
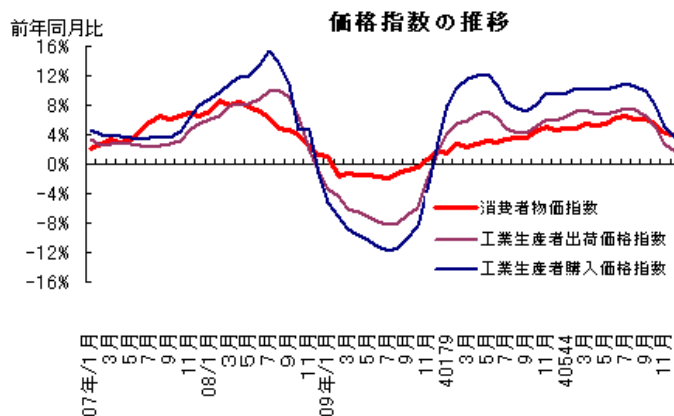
出所：税関総署

【物価】消費者物価指数は+5.4%

【生産者物価】生産者物価指数は+6.0%

【所得】都市住民 1 人当たり可処分所得の

実質伸び率は+8.4%

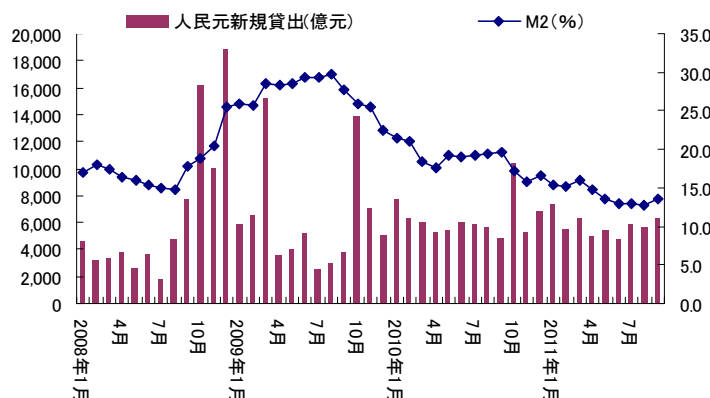


【金融】

【マネーサプライ】M2 の伸びは+13.6%

【貸出】人民元新規貸出は 7 兆 4,700 億元増加

人民元新規貸出増加額及びM2伸び率の月次推移



2. 記者会見の内容要旨

記者会見における国家統計局の馬建堂局長との質疑応答のポイントは以下の通り。

1)2011 年の中国経済は安定且つやや速い成長を保ち、インフレの高騰を抑制できたが、四半期ベースの経済成長率は減速傾向を示し、この現象をどう見るかとの質問について、馬局長は以下の通りコメントした。

- ✓ 2011 年の中国の経済運営について、全体から見れば、経済は安定且つやや速い成長を保ち、インフレ抑制が効果を上げ、構造調整、民生改善も進められている。これは非常に容易なことでない。
- ✓ 第一に、国際環境を見ると、国際金融危機の影響が長引き、欧州の債務危機が蔓延し、先進国の経済回復が緩慢であると同時に新興市場国では経済の減速とインフレの高止まりが織り交じっている。このような環境の中で、中国経済は 9.2%の成長を達成し、インフレを 5.4%に抑制し、特に 11 月、12 月の物価上昇率はコントロール目標 4%前後まで低下した。
- ✓ 第二に、GDP 成長率は四半期ベースで減速しているものの、これは主動的なコントロールによる結果であり、マクロコントロールの目標と一致している。「第 12 次五ヶ年計画」期間の年間成長目標は 7%で、経済運営の重点は経済発展方式の転換、経済構造の調整にある。年初、インフレの高騰を背景に、政府はインフレの抑制をマクロコントロールの主要任務とし、相応のマクロ調整を講じた結果、足元、マクロコントロールの効果が顕在化し、経済成長率も減速している。

- ✓ 第三に、GDP 成長率は四半期ベースで減速し、第 4 四半期の成長率は 8.9%に低下したものの、これは正常なことである。中国の経済運営に関し、GDP 成長率が 8.5%～9.0%の水準を維持し、物価を安定化すると同時に、発展方式の転換、構造調整を着実に進めることができれば、これは理想的な経済構図である。

2)2012 年の物価動向に関する質問に対し、馬局長は中長期的に物価上昇の押し上げ圧力があるが、物価上昇を抑制する要素も存在しているとの見方を示した。

- ✓ 2012 年、物価を一定のレンジ内にコントロールする有利な要素がある。例えば、農産物が 8 年連続で増収し、農産品の生産量も増加している。また、世界経済の減速に伴い、国際商品価格が以前のように高騰することはないものと見込まれており、中国製品の多く、特に原材料は国際市場とリンクしていることから、国際商品価格の下落が国内の物価上昇の抑制にも寄与する。
- ✓ 一方、中長期的に物価上昇の押し上げ圧力が存在している。人件費、土地代や資源価格は中長期的には上昇傾向にあり、サービス品、一部重要商品の価格改革も行われる。
- ✓ このため、マクロ政策は「実施の度合い」を注意深く管理する必要がある、今後の物価上昇に配慮する一方、国民経済のやや速い成長を保たなければならない。中国は 2012 年の物価上昇率を許容できる範囲内に抑制することは可能である。

3)2012 年の中国経済趨勢をどう見ているかとの質問に対し、馬局長は以下のような予測を示した。

- ✓ 国際環境であれ、国内環境であれ、中国にとって、2012 年は極めて複雑で、挑戦を受ける一年となるが、中国経済の安定運営に自信を持っている。
- ✓ 国際環境について、金融危機、欧州債務危機の拡大、貿易保護主義の深化、先進国の経済低迷などにより、経済運営の外部環境は非常に厳しい。
- ✓ 国内環境をみても、安定且つやや速い経済成長の維持は難しさを増している。物価の急速な上昇は当面、抑制できたが、中長期的に物価上昇の押し上げ要素が存在し、インフレ管理について油断してはならない。また、一部中小企業で資金繰りが逼迫し、生産経営が困難となっている。構造調整は進んでいるものの、省エネ排出削減の情勢は依然として厳しい。
- ✓ このように景気の先行き不透明感が強まり、マクロコントロール政策運営も一段と難しさを増している。このため、危機意識を強め、緻密に対策を講じることが必要である。
- ✓ 一方、中国経済発展の構図は変わらず、工業化、都市化、市場化などの経済成長の牽引役が依然存在していると共に、新興産業の発展、改革の深化を通じ、新たな成長動力を引き出すことが可能である。
- ✓ このため、今後、中央経済工作会议の方針に従い、自信を強め、「稳中求進」の運営基調を把握していけば、2011 年の中国経済は依然として安定的且つやや速い成長態勢を保ち、物価水準の安定を達成できると予想する。

4)2012 年の中国経済運営が直面する最大のリスクは何か、地方融資プラットフォームの債務問題であるか、不動産市場であるか、或いはほかの問題であるかとの質問に対し、馬局長は以下の見方を示した。

- ✓ 2012 年の中国経済運営は確かに挑戦すべき問題に直面している。外部の挑戦があれば、国内の挑戦もある。外部の挑戦は世界経済の減速、特に先進国の経済低迷である。国内の挑戦は安定且つやや速い経済成長を保ちながら、物価水準の安定を維持し、構造調整や発展方式の転換を進めなければならないことであり、これは中国経済が直面する最大の挑戦である。
- ✓ 地方融資プラットフォームの債務問題について、中国国家審計署(会計検査院)の調査結果によれば、2010 年末時点で、中国の地方政府の債務総額は 10.7 兆元であり、その 50%以上は 2008 年までに借入れたものである。地方政府の債務が拡大しているが、資産も増加しており、多数の融資プラットフォームが安定的なキャッシュフローを有し、地方政府の財政収入も堅調な増加態勢を保っている。また、中央政府と地方政府の債務総額が中国の GDP 総額の 43%を占めており、国際的警戒線の 60%を下回っていることから、中国政府は様々な方式を通じ、地方政府の債務リスクを解消する能力があると考えられる。

- ✓ 不動産市場に関し、不動産コントロール政策は顕著な成果をあげているといえる。投資目的の住宅売買が抑制され、大都市の住宅価格が低下傾向を示している。また、2010 年に比べ、2011 年の不動産開発投資、住宅の成約面積や成約金額の伸びが大幅に低下した。
- ✓ 他方、上述の不動産関連指標は減速傾向を示しているものの、引き続きプラスの伸びを維持し、不動産産業は依然として中国の経済成長にプラスの影響を与えている。
- ✓ このため、地方融資プラットフォームの債務問題や不動産市場の変動について注目し、監視する必要があるが、これらの問題が 2012 年の中国経済運営の最大リスクになることはあり得ないと思われる。

3. 今後の経済展望

2011 年の中国経済は、金融引締めや欧州債務危機の影響を受け、減速傾向を示し、通年の経済成長率は 9.2%となり、2010 年に比べ 1.1 ポイント減速した。

投資、消費と輸出の動向をみると、2011 年の消費の実質伸び率は 11.6%と底堅く推移している。投資の実質伸び率は 16.1%と前年比小幅減となった。輸出の伸びは 20.3%の高い水準を維持したが、単月ベースの輸出の伸びは 9 月以降減速傾向が鮮明になっている(9 月が+17.1%、10 月が+15.9%、11 月が+13.8%、12 月が+13.4%)。この結果、2011 年の経済成長への寄与率は投資が 54.2%、消費が 51.6%、純輸出がマイナス 5.8%となった。

物価について、通年の物価上昇率は 5.4%となり、コントロール目標の 4%を超えたが、単月ベースの物価上昇率を見ると、7 月にピークを打って以降 5ヶ月連続で鈍化傾向が続き、12 月は 4.1%まで低下し、インフレ圧力は緩和傾向を示している。

2012 年の中国経済を展望すると、経済成長は穏やかに減速するものの、投資の安定推移、消費の拡大、経済構造の調整に支えられ、ハードランディングを回避し、安定的な成長を保つ公算が大きい。研究機関は、概ね 2012 年の中国経済成長率が 8.5%前後となると予測した。

一方、不動産市場抑制策の継続に伴う不動産価格の下落により、地方政府債務リスクと金融機関の不良債権拡大のリスクに十分に注意を払う必要がある。

マクロ政策について、インフレ圧力の緩和に伴い、一段と金融緩和の余地が拡大しているものの、昨年 12 月以降の「微調整」の効果が始まっており、足元のマクロ政策運営は「穏健」の基調を維持し、一層の金融緩和や景気刺激策を打ち出す可能性は低く、金融調整は主に預金準備率の調整や公開市場操作などの数量型手段を取ると見られている。

4. 中国経済指標の推移

		2009年				2010年				2011年			
項目	単位	1-3月	1-6月	1-9月	1-12月	1-3月	1-6月	1-9月	1-12月	1-3月	1-6月	1-9月	1-12月
国内総生産(GDP)	億元	65,755	148,081	231,139	340,903	81,622	172,840	268,660	397,983	96,311	204,459	320,692	471,564
累計ベース(前年比)	%	6.5	7.4	8.1	9.2	11.9	11.1	10.6	10.3	9.7	9.6	9.4	9.2
		1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月
四半期ベース(前年比)	%	6.5	7.9	9.1	10.7	11.9	10.3	9.6	9.8	9.7	9.5	9.1	8.9
		2009年				2010年				2011年			
項目	単位	1-3月	1-6月	1-9月	1-12月	1-3月	1-6月	1-9月	1-12月	1-3月	1-6月	1-9月	1-12月
第一次産業	億元	4,700	12,025	22,500	35,477	5,139	13,367	25,600	40,497	5,980	15,700	30,340	47,712
前年比	%	3.5	3.8	4.0	4.2	3.8	3.6	4.0	4.3	3.5	3.2	3.8	4.5
第二次産業	億元	31,968	70,070	106,477	156,958	39,072	85,830	129,325	186,481	46,788	102,178	154,795	220,592
前年比	%	5.3	6.6	7.5	9.9	14.5	13.2	12.6	12.2	11.1	11.0	10.8	10.6
第三次産業	億元	29,077	57,767	88,840	142,918	36,366	73,643	113,735	171,005	43,543	86,581	135,557	203,260
前年比	%	7.4	8.3	8.8	9.6	10.2	9.6	9.5	9.5	9.1	9.2	9.0	8.9
鉱工業生産(付加価値ベース)	%	5.1	7.0	8.7	11.0	19.6	17.6	16.3	15.7	14.4	14.3	14.2	13.9
全社会固定資産投資	億元	28,129	91,321	155,057	224,846	35,320	114,187	192,228	278,140	39,465	124,567	212,274	301,933
前年比	%	28.8	33.5	33.4	30.1	25.6	25.0	24.0	23.8	25.0	25.6	24.9	23.8
社会消費財小売総額	億元	29,398	58,711	89,676	125,343	36,374	72,669	111,029	154,554	42,922	85,833	130,811	181,226
前年比	%	15.0	15.0	15.1	15.5	17.9	18.2	18.3	18.4	16.3	16.8	17.0	17.1
輸出入	億米ドル	4,287	9,461	15,578	22,073	6,179	13,549	21,487	29,728	8,003	17,037	26,774	36,421
前年比	%	-24.9	-23.5	-20.9	-13.9	44.1	43.1	37.9	34.7	29.5	25.8	24.6	22.5
輸出	億米ドル	2,455	5,215	8,466	12,017	3,162	7,050.9	11,346	15,779	3,996	8,743	13,923	18,986
輸出の前年比	%	-19.7	-21.8	-21.3	-16.0	28.7	35.2	34.0	31.3	26.5	24.0	22.7	20.3
輸入	億米ドル	1,832	4,246	7,112	10,056	3,016.8	6,497.9	10,140	13,948	4,007	8,294	12,852	17,435
輸入の前年比	%	(30.9)	(25.4)	(20.4)	(11.2)	64.6	52.7	42.4	38.7	32.6	27.6	26.7	24.9
貿易収支	億米ドル	623	969	1,355	1,961	145	553	1,206	1,831	-10	449	1,071	1,551
FD実績ベース	億ドル	218	430	638	900	234.4	Na	743.4	1,057.4	303.4	608.9	866.8	1,160.1
前年比(実績ベース)	%	(20.6)	(17.9)	(14.3)	(2.6)	7.7	Na	16.6	15.6	29.4	18.4	16.6	9.7
外貨準備残高(期末ベース)	億米ドル	19,537	21,316	22,726	23,992	24,471	24,543	26,483	28,473	30,447	31,975	32,017	31,811
全国住民消費価格指数	前年同期 =100	99.1	98.9	98.9	99.3	102.2	102.6	102.9	103.3	105.0	105.4	105.7	105.4
原材料仕入価格指数		92.9	91.3	90.5	92.1	109.9	110.8	109.8	109.6	110.2	110.3	110.4	109.1
工業品出荷価格指数		95.4	94.1	93.5	94.6	105.2	106.0	105.5	105.5	107.1	107.0	107.0	106.0
都市1人当たり可処分所得	元	4,834	8,856	12,973	17,175	5,308	9,757	14,334	19,109	5,963	11,041	16,301	21,810
前年同期比(実質ベース)	%	11.2	11.2	10.5	9.8	7.5	7.5	7.5	7.8	7.1	7.6	7.8	8.4
農村1人当たり純収入	元	1,622	2,733	4,307	5,153	1,814	3,078	4,869	5,919	2,187	3,706	5,875	6,977
前年同期比(実質ベース)	%	8.6	8.1	9.2	8.5	9.2	9.5	9.7	10.9	14.3	13.7	13.6	11.4
M2(M1+準備金)	億元	531,000	568,900	585,000	606,200	649,948	674,000	696,000	725,800	758,100	780,800	787,400	852,000
前年同期比	%	25.5	28.5	29.3	27.7	22.5	18.5	19.0	19.7	16.6	15.9	13.0	13.6
M1(M0+当座預金)	億元	177,000	193,200	202,000	220,000	229,398	241,000	244,000	266,600	266,300	274,700	267,200	290,000
前年同期比	%	17.0	24.8	29.5	32.4	29.9	24.6	20.9	21.2	15.0	13.1	8.9	7.9
M0(流通中現金)	億元	33,746	33,600	36,788	38,200	39,081	39,000	42,000	44,600	44,800	44,500	47,100	51,000
前年同期比	%	10.9	11.5	16.0	11.8	15.8	15.7	13.8	16.7	14.8	14.4	12.7	13.8
人民元預金残高増加額(年初より)	億元	56,200	99,900	117,000	131,300	40,000	76,000	103,200	120,500	39,800	73,400	81,100	96,000
前年同期比	億元	29,800	50,200	52,000	54,400	-16,200	-23,000	-14,300	-10,800	545	-1,846	-20,900	-23,000
人民元貸出残高増加額(年初より)	億元	45,800	73,700	87,000	95,900	26,000	46,000	63,000	79,500	22,400	41,700	56,800	74,700
前年同期比	億元	32,500	49,200	52,000	46,900	-19,800	-27,000	-23,600	-16,500	-3,524	-4,497	-5,977	-3,901
失業率	(%)	4.3	4.3	4.3	4.3	4.2	4.2	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1

国家統計局、人民銀行、税関総署などの統計に基づき当課作成。

三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司 企画部調査課

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

EXPERT VIEW

EXPERT VIEW: アライアンス合意

近時、日本企業が中国企業とのアライアンス(提携)を検討し、関連する取引を形成・実行する例が著しく増加しています。アライアンスは、日本企業の継続的な事業傾向であり、中国企業とのアライアンスに係る取引の増加は、このような傾向に加えて、中国における事業環境が当該取引に対応することができるようになってきた、又は対応しないと所期の事業目的の早期の実現が困難な状況となってきたということが原因となっているのではないかと思います。アライアンスに係る取引も最終的には、技術ライセンス契約、合併契約等の契約となるので、その法的な留意点は、それぞれの契約に適用される個々の法規の条項、内容、規制、規制対応に還元されていきます。今回以降、中国企業との取引をアライアンスという観点からとらえ、各種の契約における留意点等を検討、紹介していきたいと思います。

Q: 当社(A 社)は、食品生産を主たる事業とする日本の会社です。この度、中国企業(B 社)と、中国において、中国における食品の生産及び販売事業についての包括的なアライアンス合意を締結する運びとなりました。B 社とは、これまで具体的な取引があったわけではないのですが、B 社は中国の食品事業会社中 10 指に入る優良企業であり、できる限り早期にアライアンス合意を締結し、他の外国の同業企業に先駆けて提携関係を構築して当社の中国での事業展開を円滑に進めていきたいと考えています。

具体的な提携取引については、当社も B 社も未だ確たる内容が固まっていない状況なので、まずは、次のような内容を含む包括的なアライアンス合意を締結することを検討しています。

- ① アライアンスの事業範囲は、中国における食品の生産及び販売事業とすること。
- ② アライアンスに係る具体的な取引の検討・実行のため、当社と B 社とでワーキングチームを組成して定期・不定期に協議をし、各年度のアライアンス実施要綱を作成して要綱に従い各種の取引を実行すること。
- ③ アライアンス合意の期間を 5 年程度とし、B 社が当該期間において中国における食品の生産及び販売事業について他の外国企業と提携取引をする場合には事前に当該取引の内容を当社に通知して当社の同意を得ること。

上記のようなアライアンス合意は、過去当社で締結した経験がありません。中国の企業との間でこのような契約を締結する場合に、中国法上どのような問題があり、当社としてどのような点に留意をすべきなのでしょうか？

A: 本ケースの「アライアンス合意」規定予定事項①及び②については、アライアンス契約における結合(取引)の対象となる経営資源の範囲を明確にするという目的及び提携(予定)企業によるアライアンス交渉の進め方にかかわる重要事項であり、合意事項として有用性を有すると思います。規定予定事項③については、そもそも B 社に対してのみ一方的に、「他の外国企業」に限定して、広く「提携取引を制限」することが A 社の法的な利益を保護するののかについて一定の合理性がなければ、当該合意の効力が認められなかったり、当該合意に基づく債権の行使(具体的には行為の差止請求や損害賠償請求)が認められないといった法的問題が生ずる可能性があると思います。

また、本ケースでは、「事業ポートフォリオ分析⇒アライアンス戦略の策定」といった内部検討を十分に経ていない可能性もあり、仮に、このような内部検討を経していないのであれば、更に当該検討を進め、例えば、アライアンスの事業範囲について A 社が期待する取引項目(B 社の経営資源の利用)を念頭に更に具体化することができないか、ワーキングチームの協議スケジュールをより具体化することができないか、情報の管理や秘密保持及び費用負担等について約定をしておく必要はないか、法の執行力により拘束しない旨を約定しておく必要はないか等、具体的な状況に応じて約定の要否を検討していくことが肝要なのではないかと思います。

1 アライアンスの法的定義

アライアンス(提携)については、日本法と同様に、中国法においてもこれを明確に定義する法規の規定は見当たりません。また、実務上も画一的な概念として使用されているとはいえない状況です。アライアンスを概念的にとらえれば、「提携企業のそれぞれの経営資源を結合させること(取引)」といえると思いますが、更にその特徴を捉える概念として、日本における議論では、ハーバード大学のYoshino教授等の研究成果を引用して、次の要件を同時に満たすことをアライアンスの定義として用いることも多いようです。

- ① 複数の企業が独立した状態で、合意された目的を追求するために結合すること。
- ② 提携企業がその成果を分け合い、かつ、その運営に対してコントロール権を有すること。
- ③ 提携企業がその重要な戦略的分野において継続的な寄与をすること。

上記の要件には、アライアンスを特徴づける各種の理由があるのですが、このことはさておき、基本的には、中国企業とのアライアンスの認識においても日本における上記のような議論を前提として理解しておけば足りると思います。

また、上記の研究成果においては、アライアンスを次のように分類しています。

契約的結合	非伝統的契約	共同研究
		共同製品開発
		生産委託
		共同生産
		共同マーケティング
		販売協力
		研究コンソーシアム
資本的結合	資本移転	少数出資
		株式交換
	資本創出	対等合併事業
		非対等合併事業

上記のアライアンスの要件付けや分類は、法的な定義・分類ではなく、こうした議論に必ずしも縛られる必要はありません。例えば、技術ライセンス契約取引やフランチャイズ契約取引もその目的や内容によっては、長期的な経営資源の結合取引として企業においてアライアンスとして位置付け、これを管理・実施していくことが望ましいこともありえますし、また、企業によっては当該企業の事業の特性にかんがみ、詳細な「アライアンスマニュアル」を作成し、独自にアライアンスを定義・分類する場合があります。いずれにしても、アライアンスは明確な定義がある概念ではないため、提携企業がそれぞれに全く異なる概念として理解し、同床異夢といった状況も生じます。このような状況は好ましいとはいえないので、上記のような要件や分類を念頭に、個々のプロジェクトにおいて何をもって「アライアンス」と定義しているのかという点に共通の認識をもって、提携企業間での検討・協議を進めていくことが望ましいと言えます。

2 「アライアンス合意」の意義

アライアンス自体に法的には明確な定義を与えることが困難であるように、「アライアンス合意」、「アライアンス契約」という概念についても、これを明確に法的に定義する法規の規定は見当たりません。アライアンスの一般的なステップは、事業ポートフォリオ分析⇒アライアンス戦略の策定⇒パートナー選定⇒アライアンス交渉⇒契約の締結⇒アライアンスプロジェクトの運営・管理⇒アライアンスの終了となります。上記のプロセスにおいて、提携企業間で締結される合意書、契約としては、一般的に、秘密保持契約⇒アライアンス趣意書⇒基本合意書(意向書等)⇒アライアンス契約となると整理しておけばよいと思います。上記の関係合意書・契約の締結プロセスも法定されたり、必要的に要求されたりするものではないので、法的には、絶対的なものではないのですが、具体的なアライアンスステップを踏まえ、その締結の可否を検討するという理解が重要だと思います。アライアンスが広く「提携企業のそれぞれの経営資源を結合させる取引」と認識されるとすれば、上記にいう「アライアンス契約」は、当事者を拘束しうる経営資源の結合取引契約と考えることができます。前記の分類に従って言えば、「共同研究契約」や「合併事業契約」等がこれに該当します。アライアンス契約には、各種の類型がありえるのですが、上記のように「提携企業のそれぞれの経営資源を結合させる取引」という観点から見た場合には、①結合(取引)の対象となる経営資源の定義、②当該経営資源の提供・導入方法、③経営資源の管理・運営・方法、制限、④経営資源に関する保証、補償、⑤経営資源の対価、⑥アライアンスの終了といった事項は、いずれのアライアンスに関する契約でも基本的な約定対象となるべき事項です。

本ケースにおいて、A 社がこれまでどのようなアライアンスステップを経て、また、B 社と秘密保持契約を含むどのような契約を締結してきたのか定かではないのですが、パートナー選定がなされ、アライアンスの事業範囲を中国での食品の生産及び販売事業とすること以外は、具体的な事項が定まっていなようです。A 社内では「事業ポートフォリオ分析⇒アライアンス戦略の策定」といった内部検討を十分に経ていることを期待したいのですが、仮に、社内での上記のような内部検討が不十分である場合には、再度、B 社とのアライアンスの A 社における意義を検討することが望ましいように思います。また、「アライアンス合意」を締結するとのことですが、少なくとも A 社が想定している「アライアンス合意」は、上記で記載した「アライアンス契約」とは、その意義を異にします。上記の合意書・契約の締結プロセスに照らし合わせると、当該「アライアンス合意」は、「アライアンス趣意書」段階の、提携(予定)企業が事後のアライアンス交渉を推進する意思を確認することを主要な目的とする合意書と位置付けることができると思います。当事者が締結する合意書・契約にいかなる名称を付するかは当事者の自由なので、いずれの名称でもよいとは思いますが、少なくとも締結される合意書・契約が全体プロセスの中でどのような段階で、どのような目的をもって締結されるものであるのかは相手方を含めて確実に理解しておくことが肝要です。

3 本ケースの「アライアンス合意」規定予定事項①及び②について

本ケースの「アライアンス合意」において、規定することを予定する事項のうち、アライアンスの事業範囲を特定することは、具体的なアライアンス契約における結合(取引)の対象となる経営資源の範囲を明確にし、その定義をするという目的に照らして適当な事項であると思います。また、ワーキングチームの組成や運営及びその目的(要綱の作成)も、アライアンス趣意を合意した提携(予定)企業がアライアンス交渉をどのように進めるかにかかわる重要事項でありこの段階の当事者の合意事項として有用性を有すると思います。合意の期間について5年を予定するとのことであり、このような長期の期間においてワーキングチームが定期的に協議をするという必要があるのか?といった疑義もあるものの、アライアンスに関する交渉を開始するに当たり、交渉チームの構成、責任者、交渉の時期・スケジュール、達成すべき成果等を合意することは一般的な観点からは望ましいことと言えると思います。

4 本ケースの「アライアンス合意」規定予定事項③について

一方、規定することを予定する事項③のB社に対する他の外国企業との提携取引の制限合意については、どのように考えるべきでしょうか?この点は、各種の議論があると思います。A社としては、B社を中国におけるパートナーとして排他的な提携関係を構築する目的を有しているようです。前記のように、アライアンスは、「提携企業のそれぞれの経営資源を結合させる取引」、即ち、契約ですので、「アライアンス」自体から所有権や、特許権のような絶対的な権利、排他的な権利が派生するわけではありません。上記のようなA社の目的は、当事者の債権的な合意、即ち、契約によりその有効性や実行性を確保する必要があります。

中国法の適用下においても、契約自由の原則(「契約法」第4条)により上記のような制限合意を行うことはできそうです。しかし、他方で、契約の一般法理として「契約法」は、平等原則(同法第3条)、「公平原則」(同法第5条)、信義則(同法第6条)等を定めています。いささか抽象的な議論となりますが、当事者の合意も、当該合意を実現することにより上記のような法理に反する結果が生ずるような場合には、当該合意の効力が認められなかったり、当該合意に基づく債権の行使が制限されたりする場合があります。また、上記のような制限約定、即ち、不作為や行為の禁止の約定については、これを法の執行により実現すること、例えば、違反行為を差し止める請求を認めるか否か、違反行為により生じた債権者の損害の賠償を認めるか否かといった債権の法執行力という観点からも検討を要します。そもそも債権を根拠に行為の差し止請求が認められるのかという点については中国の法規は明確な規定を有しておらず、知りうる範囲においてはこの論点について明確に判示した裁判例等もありません。一般の法感覚からすると、行為の差し止請求も、その根拠が当事者の合意、即ち、債権であることのみをもって否定する合理性はないので、理論的には認めうると考えるべきであるものの、これを認めることにより得る債権者の利益と債務者の不利益を考量した場合に、当該請求をもって当事者の約定を実現することが法の趣旨に適うのかが個別の事件ごとに問題とされると考えるのが合理的であると思います。また、損害の賠償請求についても、一般的には不作為や行為の禁止の約定が、例えば債権者が開示する営業秘密を侵害する行為に直結する等の事情がない場合には、そもそも損害の発生事実、違反行為と損害との間の因果関係等の存在の有無自体が問題ともなりえます。

本ケースにおいて A 社が規定することを予定する事項③について考えると、そもそも B 社に対してのみ一方的に、「他の外国企業」に限定して、広く「提携取引を制限」することが A 社の法的な利益を保護するのに一定の合理性がなければ、上記のような法的問題が常に生じてくる可能性があります。他方で、当事者の合意は、常に法執行力があることを前提になされるものではなく、例えば紳士的な約定であったとしても当事者の自主的な行為規律をもって信頼関係を維持していくという現実的な機能もあります。本ケースでは、A 社が規定することを予定する事項③については、上記のような法執行力に関する議論を念頭に置きつつ、なぜにこのような約定を A 社として B 社に要求するのかを十分に説明してその理解を得る姿勢が重要なのではないかと思います。

5 本ケースにおけるその他の留意点

前記のように、本ケースで締結を予定する「アライアンス合意」はアライアンス趣意書段階の合意書と位置付けることができそうです。この観点からすると、①「事業ポートフォリオ分析⇒アライアンス戦略の策定」といった内部検討を経ているのであれば、アライアンスの事業範囲について A 社が期待する取引項目 (B 社の経営資源の利用) を念頭に更に具体化することができないか、②この具体化を通じてワーキングチームの協議スケジュールをより具体化することができないか、③事後の協議において A 社及び B 社の経営上及び技術上の営業秘密が開示されることになると思われ、仮に十分な内容の秘密保持契約が締結されていないのであれば情報の管理や秘密保持に関する事項を規定する必要があるか、④協議の実施及びアライアンスに係る取引の実行性検証にも必要な費用が生ずることが予想され、当該費用の負担方法を定める必要があるか、⑤一般的にアライアンス趣意書段階の合意書では、秘密保持や費用負担等の約定を除き当事者を法の執行力により拘束しない旨が約定されることが多いが、こうした約定は必要ないか、⑥上記の⑤とも関連してアライアンスに関する検討又は協議を一方的に終了した場合に賠償等の責任を負わないことを明記する必要があるか等、具体的な状況に応じて必要な約定の要否及び内容を検討することが肝要でしょう。

露木・赤澤法律事務所
弁護士 赤澤 義文
外国法研究員 封 震

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆中国の人口構成の動向 生産年齢人口比率 2002 年以来初の低下

国家統計局の 18 日の発表によると、2011 年末の中国の総人口は 13 億 4,735 万人で、前年末より 644 万人増加した。一方、2011 年末の人口の自然増加率は前年末比横ばいの 4.79%で、2008 年が 5.08%、2009 年が 4.87%と人口増加率は減少傾向にある。総人口に占める年齢階層別の割合を見ると、65 歳以上の老年人口が 9.1%(1 億 2,261 万人)と、前年末比 0.2 ポイント増加したのに対し、15-64 歳の生産年齢人口は 74.4%(10 億 243 万人)と同 0.1 ポイントの低下となり、2002 年以来初めて割合が減少した。また、0-14 歳の年少人口も同 0.1 ポイント低下し、16.5%(2 億 2,231 万人)となった。これに対し同局は、今後数年で人口構成の若干の変動は見込まれるが、いずれにしても労働力の供給問題には一層の注視が必要とした。また、総人口に占める都市人口の割合は前年比 1.32 ポイント増の 51.27%と、初めて半数を超えた。出生時の男女比(女性 100 に対する男性の比率)は 117.78 となり、前年末より 0.16 ポイント低下。流動人口は 2 億 3,000 万人で、前年より 828 万人増えている。

【産業】

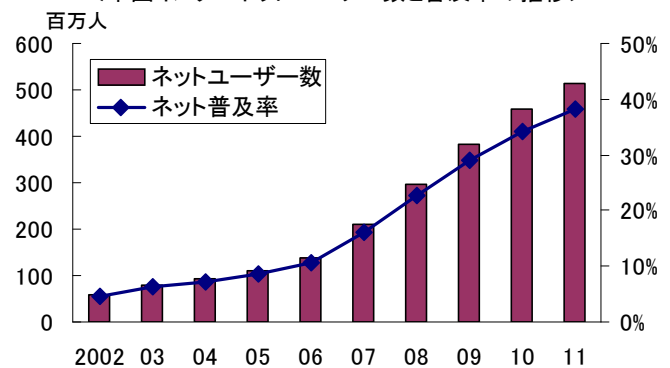
◆2011 年 12 月の 70 大都市不動産価格 52 都市で前月比下落

国家統計局は 18 日、2011 年 12 月の不動産販売価格指数を発表した。新築商品住宅で価格が前月比下落したのは 70 都市中 52 都市で、11 月の 49 都市よりさらに 3 都市増えた。昨年 10 月以降 3 ヶ月連続で、価格が下落した都市の数が増えた都市の数を上回っている。なお、上昇した都市数は 11 月の 5 都市から 2 都市に減少し、上昇率はいずれも前月比+0.1%未満に留まった。一方、前年同月比で見ると、価格が下落した都市は 9 都市のみで、その他の 61 都市では価格が上昇している。一級都市の上昇率を見ると、深圳市が前年同月比+3.2%、広州市が同+3.1%、上海市が同+2.0%、天津市、北京市がそれぞれ同+1.3%と上昇した一方で、重慶市は同▲0.6%と、唯一価格が下落した。なお、中古住宅価格では、前月比下落した都市は 11 月に引き続き 51 都市、前年同月比で下落した都市は 11 月の 21 都市から 29 都市に増加した。

◆中国のネットユーザー数 5 億人を超える

中国インターネット情報センター(CNNIC)が 16 日に発表した統計報告によると、2011 年末時点の中国のネットユーザー数は前年比 5,580 万人増加して 5 億 1,300 万人に達し、ネット普及率は 2010 年末比 4.0 ポイント上昇して 38.3%となった。地域別の普及率では、北京市 70.3%、上海市 66.2%、広東省 60.4%と沿海部が 60%を超えているのに対し、貴州省 24.2%、江西省 24.4%、雲南省 24.8%と内陸部は 25%に満たず、地域間の格差が目立っている。なお、ネット利用の目的について、検索エンジン、音楽、ニュースの利用者が最も多く、また、ミニブログと共同購入クーポンを目的とする利用者はそれぞれ 2 億 4,988 万、6,465 万に上り、2010 年に比べて 3~4 倍に急増している。

＜中国インターネットユーザー数と普及率の推移＞



(資料) 中国インターネット情報センター公表データに基づき作成

【貿易・投資】

◆2011 年対内直接投資 前年比 9.72%増

商務部は 18 日に開いた記者会見で、2011 年に新設された外資企業数が前年比+1.12%の 27,712 社、対内直接投資額(実行ベース)が前年比+9.72%の 1,160.11 億米ドルで、投資額は過去最高記録を更新したことを発表した。産業別では、サービス業が 552.43 億米ドル(前年比+20.54%)、製造業が 521.01 億米ドル(同+5.06%)と、サービス業への投資額が初めて製造業を上回った。国別では、米国からの投資額が前年比▲26.7%、EU27 ヶ国が同▲3.65%と、共に前年割れとなったのに対し、アジア 10 ヶ国・地域からの投資は同+13.99%と堅調に推移している。地域別では、西部地区向けの投資が同+28.24%、中部が同+14.26%、東部が同+7.51%と、西部への投資の伸びが最も高かった。一方、12 月単月の対内直接投資額(実行ベース)は前年同月比▲12.73%の 122.42 億米ドルに止まったことも明らかにした。

人民元の動き

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2012.1.16	6.3183	6.3121~6.3203	6.3165	0.0099	8.2259	0.0043	0.81305	0.0012	7.9982	-0.1110	7.0000	2311.32	-40.25
2012.1.17	6.3165	6.3106~6.3230	6.3150	-0.0015	8.2391	0.0132	0.81294	-0.0001	8.0499	0.0517	7.1500	2407.92	96.60
2012.1.18	6.3125	6.3084~6.3188	6.3120	-0.0030	8.2307	-0.0084	0.81312	0.0002	8.0544	0.0045	7.7200	2374.30	-33.62
2012.1.19	6.3120	6.3107~6.3215	6.3167	0.0047	8.2323	0.0016	0.81344	0.0003	8.1224	0.0680	5.9800	2405.50	-2.42
2012.1.20	6.3111	6.3105~6.3402	6.3390	0.0223	8.2070	-0.0253	0.81627	0.0028	8.2067	0.0843	5.0000	2429.70	24.20

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

RMB レビュー&アウトルック

先週の中国人民元は 6.3183 で寄りついた。17 日に発表された第 4 四半期 GDP 伸び率は 2009 年第 2 四半期以来となる 9%割れとなったものの市場予想ほど鈍化しなかったことや、12 月小売売上や鉱工業生産が市場予想を上回ったことを受けて人民元は堅調に推移した。格下げなど目先の懸念材料に一応の結論が出たところで欧州債務問題への懸念が後退し市場のリスク許容度が回復すると高値 6.3084 まで上昇した。しかしその後は春節を控えた人民元の調整売りが優勢となり、約 1 ヶ月ぶりとなる安値 6.3402 まで下落し、安値圏で越週。今週は春節につき 27 日まで休場となる。(1 月 23 日作成)

(金融市場部 カスタマーGr グローバルカレンシーリサーチ)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませ。宜しく申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。